

H24. 7. 9から

新しい在留管理制度がスタートしました



テラたま

平成21年の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(以下「改正法」といいます。)が可決・成立し、平成21年7月15日に公布されました。

出入国管理法とは・・・

昭和26年に「出入国管理令」(いわゆる「ポツダム政令」の一つ)として制定され、昭和57年、「難民の地位に関する条約」及び難民議定書への加入に伴い、「出入国管理及び難民認定法」に改められました。

平成元年に在留資格についての抜本的な改正や規定の整備等が行われました。その後も国際諸問題に対処するために、平成9年から7回にわたり改正が行われ、平成21年に「改正法」が可決・成立しました。

新しい在留管理制度の導入により、『外国人登録制度』は廃止され、

1 中長期在留者には「在留カード」、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されます

「在留カード」



※常時携帯義務 (16歳以上)

「特別永住者証明書」



※提示義務

中長期在留者とは・・・

出入国管理法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人のことをいう。
新しい在留管理制度の対象者である。

新しい在留管理制度の対象者ではない人とは・・・

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④①から③の外国人に準ずる人(法務省令)
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人



新制度導入後も、中長期在留者及び特別永住者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間、「在留カード」・「特別永住者証明書」とみなされます。 ※裏面 Q&A Q1参照



①「3月」以下の在留期間が決定された人や⑥在留資格を有しない人には、「在留カード」が交付されないため、身分を証明するものがなくなります。

子どもが教育を受ける権利は保障されていますので、一定の信頼が得られる書類により居住地等の確認を行うなど、就学については柔軟な対応が必要となります。

(文部科学省初等中等教育局長通知 H18.6、H24.7)

2 在留期間の上限が最長5年になります

各在留資格に伴う在留期間が追加されました。現有の在留期間の満了前に、在留期間更新等の手続きをしなければなりません。ただし、実際に5年の在留期間が決定されるか否かは審査の結果によります。

3 現行の再入国許可制度に加え、「みなし再入国」の制度が導入されました。

「みなし再入国許可」制度の導入

- パスポート及び「在留カード」を所持する中長期在留者の場合、出国後1年以内に再入国する場合は、原則、再入国許可を受ける必要がない。ただし、在留期限が1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国する必要がある。
- パスポート及び「特別永住者証明書」を所持する特別永住者の場合、出国後2年以内に再入国する場合は、原則、再入国許可を受ける必要がない。

〔手続〕

出国の際に、パスポート及び「在留カード」または「特別永住者証明書」を提示し、再入国用EDカードの**みなし再入国許可**の意志表示欄にチェックをする。手数料は無料。



海外修学旅行を実施する場合

- ① 児童生徒の個人識別情報(指紋及び顔写真)提供義務免除のための事前申請を忘れないようにしてください。
- ② 「在留カード」・「特別永住者証明書」の『国籍・地域』欄に、朝鮮、無国籍と記入されている児童生徒の場合は、今までと同じように再入国許可の申請が必要となります。
- ③ 「みなし再入国許可」で出国した際、いかなる理由(病気やけがによる入院等)であっても、1年以内(在留期限が1年未満に到来する場合は、その在留期限まで)に再入国できなかった場合には、再入国許可の有効期間を延長することはできませんので、今までと同じように再入国許可の申請をする方が望ましいと思われます。

Q & A

Q 1 「外国人登録証明書」を「在留カード」・「特別永住者証明書」に換える期限はありますか。

A

永住者は新制度導入後3年以内、**16歳未満の永住者**は、3年または16歳の誕生日のいずれか早い日に更新申請が必要です。

永住者以外は、新制度導入後の在留期間更新等の手続きの際に「在留カード」を交付します。



16歳未満の子どもの「外国人登録証明書」の表紙には、「16歳の誕生日から30日以内に切り替え申請をすること」と印刷されていますが、新制度により「3年または**16歳の誕生日**のいずれか早い日」となっています。「在留カード」の有効期間更新申請を申請期間中に行わなかった時は、入管法第71条の2規定により、1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられることがあるため、注意が必要です。

Q 2 「在留カード」・「特別永住者証明書」は、どこで交付されますか。

A

「在留カード」は、地方入国管理官署(例えば大阪入国管理局、同神戸支局、同姫路港出張所)で交付されます。「特別永住者証明書」は、現在の居住地の市区町村の窓口で交付されます。



原則、本人が申請しなければなりません。16歳以上でも、本人の依頼により、同居の家族が代理申請することができます。(申請時に身分証明するもの及び依頼されたことがわかるものを持参)

Q 3 新たに来日した外国人の方の「在留カード」は、いつ交付されますか。

A

- ① 成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港においては、即日交付です。
- ② その他の出入国港においては、市区町村の窓口に住居地の届出をした後、郵送されます。

Q 4 新制度の導入に合わせて、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となることで、何が変わりますか。

A

日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村にて転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で、その転出証明書を添えて、転入届(移転した日から14日以内)を行います。



外国人登録法では、外国人住民は転入先の市町村に転入届をするだけでよかったため、引越時に転出届をすることを知らない場合があります。届出が適切に行わなければ、罰則や在留資格の取消し対象となる可能性もあります。

詳細については法務省入国管理局ホームページをご覧ください http://www.immi-.pj.go.jp/newimmiact_1/

【問い合わせ先】 子ども多文化共生センターへ TEL 0797-35-4537 FAX 0797-35-4538

